

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 医師法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二四)
- 船員保険法施行規則の一部を改正する省令(同一二五)

(告示)

- 史跡に指定する件(文部科学一八九)
- 名勝に指定する件(同一九〇)
- 天然記念物に指定する件(同一九二)
- 特別史跡に地域を追加して指定する件(同一九二)
- 史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件(同一九三)
- 史跡に地域を追加して指定し、一部解除する件(同一九四)
- 史跡に地域を追加して指定する件(同一九五)
- 名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件(同一九六)
- 天然記念物に地域を追加して指定する件(同一九七)
- 記念物を登録記念物に登録する件(同一九八)
- 文化的景観を重要文化的景観として選定する件(同一九九)

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

○ 文化的景観に地域を追加して選定する件(同一〇〇)

○ 家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件(農林水産二二四八)

(公告)

諸事項

裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構平成二十九事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事区間変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係
会社その他
会社決算公告

一〇 九五 八三 八二 七 六 五 四 三 二 一

省令

○ 厚生労働省令第二百二十四号
医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十月十五日
医師法施行規則の一部を改正する省令
医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三章 研修</p> <p>第十九条の二 法第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一般社団法人日本専門医機構 二 一般社団法人日本内科学会 三 一般社団法人日本小児科学会 四 一般社団法人日本皮膚科学会 五 一般社団法人日本精神神経学会 六 一般社団法人日本整形外科学会 七 一般社団法人日本泌尿器科学会 八 一般社団法人日本産科婦人科学会 九 公益財団法人日本眼科学会 十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 十一 一般社団法人日本泌尿器科学会 十二 一般社団法人日本脳神経外科学会 十三 公益社団法人日本医学放射線学会 十四 公益社団法人日本麻酔科学会 十五 一般社団法人日本病理学会 十六 一般社団法人日本臨床検査医学会 十七 一般社団法人日本救急医学会 十八 一般社団法人日本形成外科学会 十九 公益社団法人日本リハビリテーション医学会 <p>第十九条の三 法第十六条の八第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前条第一号に規定する団体が、医師の研修に関する計画(研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものに限る。)を定め、又は変更する場合 	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>二 前条第二号から第十九号までに掲げる団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものであつて同条第一号に規定する団体の認定を受けるものに限る。）を定め、又は変更する場合</p> <p>第四章 業務 第五章 雑則</p>	<p>第三章 業務 第四章 雑則</p>
---	--------------------------

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十五日

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 根本 匠

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（障害年金等の額の改定）</p> <p>第百五十条 平成三十年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八十条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。</p>	<p>（障害年金等の額の改定）</p> <p>第百五十条 平成三十年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三千三百三十円を超えるときは四万三千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八十条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。</p>

<p>二 法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八十条の三第二項において読み替えられた同法第八十条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。</p> <p>三 法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 平成三十年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>二 法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三千三百三十円を超えるときは四万三千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八十条の三第二項において読み替えられた同法第八十条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。</p> <p>三 法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三千三百三十円を超えるときは四万三千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 平成三十年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。</p> <p>二・三（略）</p>
--	--